

直送済

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号、

平成26年(ワ)第14号、同第165号、同第166号 原状回復等請求事件

原 告 中島 孝 外

被 告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(17)

(避難指示区域外の状況等について)

平成27年11月6日

福島地方裁判所第1民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

## 目 次

はじめに .....	3
第1 旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域等について .....	4
1 屋内退避区域及び緊急時避難準備区域の指定等の経緯 .....	4
2 旧緊急時避難準備区域について .....	5
3 旧屋内退避区域について .....	15
4 南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域について .....	16
第2 福島県内のその他の市町村について .....	18
1 はじめに .....	18
2 福島県内の空間放射線量の状況（本件原発からの距離も含む。） .....	19
3 自主的避難の状況について .....	22
4 福島県内での除染への取り組み状況 .....	25
5 福島県内の復興に向けての動向 .....	27
第3 福島県外の状況 .....	28
1 茨城県 .....	28
2 宮城県 .....	29
3 栃木県 .....	31

## はじめに

本準備書面は、本件訴訟の原告らの本件事故時の住所地が存する、政府による避難指示の対象となっている避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を指す。丙A 4 の 3 頁）外の区域について、本件事故後の状況等を明らかにするものである（なお、避難指示区域に指定されたが、その後指定が解除された区域については、被告東京電力準備書面（16）において主張を整理しており、本準備書面では取り扱わない。）。

ここで、「避難指示区域外」には、「避難指示区域」の定義が上記のとおりであることから、本件事故後に政府による指示等の対象となった屋内退避区域、緊急時避難準備区域及び南相馬市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域という、中間指針（丙A 2）上の旧「避難指示等対象区域」に当たる各区域が含まれる。ただし、これらの区域については、屋内退避区域は平成23年4月22日をもって、緊急時避難準備区域は同年9月30日をもって、それぞれ指定が解除され（丙C 8、丙C 9），また、南相馬市が一時避難を要請した区域については、同年4月22日に、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解が示されている（丙A 2 の 8 頁）。

また、これに加えて、「避難指示区域外」には、中間指針追補（丙A 3）に基づく自主的避難等対象区域が含まれるとともに、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも当たらない福島県内外の市町村も含まれる。

以下では、そのような避難指示区域外の事情について整理の上、主張することとする。なお、略語については、従前の準備書面の用例に従う。

## 第1 旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域等について

### 1 屋内退避区域及び緊急時避難準備区域の指定等の経緯

本件事故の発生を受けて、政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難の指示を出すとともに、半径3キロメートル以上10キロメートル圏内を屋内退避の指示対象区域として指定したが（丙C2），同月12日、避難の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した（丙C3，丙C4）。その後、政府は、同月15日、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内について、住民は外出せず、自宅等、屋内に待機するよう指示する屋内退避指示をした（丙C5）。

政府は、その後、同年4月22日に、本件原発の20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避を解除する旨の指示をするとともに、同時に、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定した（丙C8）。

この結果、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内（屋内退避区域に指定されていた区域）については、同日をもって、以下の区域に再編されることとなった（丙C8，丙C27参照）。

#### ア 計画的避難区域（その後、避難指示区域に指定）

原則としておおむね1月程度の間に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うことが求められる区域。葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、警戒区域（本件原発から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域が指定され、いずれも、その後避難指示区域に再編されている。

#### イ 緊急時避難準備区域

常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められる区域。広野町、檜葉町、川内村、田村市的一部及び南相馬市的一部であって、警戒区域（本件原発から半径20キロメートル圏内の区域）を除く区域が指定されたものである。

ウ 上記ア及びイ以外の区域（以下「旧屋内退避区域」という。）

本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域であって、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかつた区域であり、政府による指示が平成23年4月22日をもって解除された区域であり、上記圏内のいわき市の一部区域がこれに当たる。

また、南相馬市は、平成23年3月16日に、独自の判断に基づき、市民に対して、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援したが、同年4月22日、政府による指示対象区域以外の区域については、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示している。この南相馬市が住民に一時避難を要請した区域も、中間指針上、避難指示等対象区域とされている。

## 2 旧緊急時避難準備区域について

### （1）指定の内容

平成23年4月22日に指定された緊急時避難準備区域においては、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められている。これは、本件事故の状況がその時点においてまだ安定していないため、これまで屋内退避地域に指定されていた本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の大部分は、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあることを踏まえたものである（丙C8、丙C68）。

なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に、子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域に入らないようにすること、また、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は休所、休園又は休校とすることが求められるが、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくことが求められている。

## (2) 指定の解除

その後、かかる緊急時避難準備区域の指定については、関係自治体において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ、緊密な連携が図られてきたこと、本件事故後の本件原発の施設安全性の観点からこれを解除することの妥当性が確認されたこと、原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されることなどから、政府は、平成23年9月30日をもって、一括して、緊急時避難準備区域の全部の指定を解除したものである（丙C9、丙C69）。

## (3) 旧緊急時避難準備区域に該当する市町村

旧緊急時避難準備区域に該当する市町村は以下のとおりである（丙C8、丙C27）。

ア 広野町

全域である。

イ 檜葉町・川内村

警戒区域（後に避難指示区域）を除く全域である。

ウ 田村市

田村市の都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根である（ただ

し、警戒区域（後に避難指示区域）に指定されている区域を除く。森林管理署の管理区域について言及していない。）。

## エ 南相馬市

警戒区域及び計画的避難区域（後に避難指示区域）を除く本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内である。南相馬市原町区の一部地域を中心とする区域である。

### （4）旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量の状況

旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量は、平成23年7月における調査時点において、概ね1.9マイクロシーベルト／時以下に低減しており、多くの測定地点において、1マイクロシーベルト／時以下となっている（丙C 69の5頁のモニタリング結果参照、高さ1メートル。以下同じ。）。

## ア 広野町

平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1マイクロシーベルト／時以下となっている（丙C 69の5頁のモニタリング結果参照）。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の広野町の測定地点（1か所）では、空間放射線量は0.5マイクロシーベルト／時となっている（丙C 70）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、広野町の測定データは次のとおりである（丙C 71の2～丙C 71の5、いずれも17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点（本件原発からの距離）	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
広野町役場（23km）	0.19	0.14	0.12	0.15
浜田地区集会所（23km）	0.22	0.12	0.09	0.08
下北迫地区集会所（22km）	0.41	0.14	0.10	0.09

二ツ沼総合公園 (21km)	0.47	0.21	0.15	0.13
----------------	------	------	------	------

#### イ 榆葉町

榆葉町の本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内については、平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1.9マイクロシーベルト／時以下となっている（丙C69の5頁のモニタリング結果参照）。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の榆葉町の測定地点（1か所）では、空間放射線量は0.4マイクロシーベルト／時となっている（丙C70）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、榆葉町（旧緊急時避難準備区域）の測定データは次のとおりである（丙C71の2～丙C71の5、17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクロレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点 (本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
女平地区集会所 (21km)	0.63	0.25	0.15	0.13

（注）丙C71の2～丙C71の5には「女平地区集会所」について、本件原発より「31km」との記載があるが、「21km」が正しいと考えられる。

#### ウ 川内村

川内村の本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内については、平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1.9マイクロシーベルト／時以下となっている（丙C69の5頁のモニタリング結果参照）。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の川内村の測定地点（5か所）では、空間放射線量は0.3～0.8マイクロシーベルト／時となっている（丙C70）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、川内村(旧緊急時避難準備区域)の測定データは次のとおりである(丙C71の2~丙C71の5、17時のデータを採用している。)。

単位:  $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$  (マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間)

地点 (本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
川内村郵便局 (21km)	0.21	0.14	0.10	0.09
第一区分団屯所駐車場 (25km)	0.21	0.13	0.09	0.08
川内村役場 (22km)	0.16	0.10	0.09	0.10
川内村大字上川内字木ノ葉橋付近 (28km)	0.20	0.12	0.10	0.14
下川内地区農業集落排水処理施設 (21km)	1.02	0.50	0.34	0.28

## エ 田村市

田村市の本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内については、平成23年7月における調査時点において、多くの測定地点において、1.9マイクロシーベルト/時以下となっている(丙C69の5頁のモニタリング結果参照)。

原子力規制委員会による平成23年12月28日時点の田村市の測定地点(3か所)では、空間放射線量は0.3マイクロシーベルト/時、0.6マイクロシーベルト/時、0.9マイクロシーベルト/時となっている(丙C70)。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、田村市(旧緊急時避難準備区域)の測定データは次のとおりである(丙C71の2~丙C71の5、17時のデータを採用している。)。

単位:  $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$  (マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間)

地点 (本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
田村市都路行政区 (21km)	0.25	0.19	0.13	0.12
田村市岩井沢プール (駐車場) (27km)	0.46	0.35	0.24	0.20
上山口集会所 (屯所) (25km)	0.73	0.48	0.24	0.18

## 才 南相馬市

南相馬市原町区の旧緊急時避難準備区域では、市立総合病院北側入口の測定地点において、平成23年4月1日に0.9マイクロシーベルト／時を計測しており（丙C72の1），同年9月30日時点においても、例外はあるが概ね1マイクロシーベルト／時を下回っており、0.5マイクロシーベルト／時を下回る地点も複数存在している（丙C72の2，いずれも地上1メートル地点。以下同じ。）。平成24年4月2日時点では、校庭や園庭並びに公共建物の除染作業が進み、これらの測定地点では概ね0.2マイクロシーベルトを下回る水準にまで空間放射線量が低下しており、その他の地点でも概ね空間放射線量は低下している（丙C72の3）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、南相馬市（旧緊急時避難準備区域）の測定データは次のとおりである（丙C71の2～丙C71の5，いずれも17時のデータを採用している。ただし、「石神生涯学習センター」の平成25年分については、4月1日のデータがないため、4月2日のデータを用いている。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点（本件原発からの距離）	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
クリーン原町センター（28km）	0.32	0.22	0.17	0.15
石神生涯学習センター（26km）	0.58	0.41	0.29	0.24
南相馬市役所（26km）	0.37	0.28	0.21	0.17
南相馬市馬事公苑（21km）	1.15	0.91	0.59	0.17

## 力 小括

以上のとおり、旧緊急時避難準備区域の空間放射線量の状況については、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト／時）の水準を概ね大きく下回るものであり、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

(5) 旧緊急時避難準備区域の本件事故後の状況について

① 広野町（丙C73）

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口5490人に対して、平成27年5月13日時点で、2962人が避難中であり、町内在住者は2179人である。

イ 町役場は、平成24年3月1日に本庁舎での業務を再開している。

ウ JR常磐線のいわき～広野（竜田）間が運行を再開している（1日13往復）。

エ コンビニエンスストア3店舗が営業中であり、ゆうちょ銀行、あぶくま信用金庫、JAふたば広野支店が営業を再開している。

オ 広野幼稚園、広野町保育所、広野町児童館は再開済みであり、また、広野小学校は本校にて再開済み、広野中学校は中高一貫設置のため広野小学校で授業実施中である。

カ 平成27年4月には県立ふたば未来学園高等学校が開校している。

キ 病院、一般診療所及び薬局が各1施設営業を再開している。歯科診療所も週2日で診療を再開している。

ク 特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターが各1施設再開している。

ケ 除染については、町が策定した除染実施計画に基づき、公共施設、住宅、道路、装置についていずれも計画数を全て実施済みである。森林については一部未了の箇所があるが、ほぼ実施済みとなっている（丙C74）。

コ 町が放射線相談室を設置し、町民に対して、放射線に関する知識、町内の空間放射線量等の情報提供を行っている（丙C75）。

② 榛葉町

榛葉町では、その大半が避難指示区域に指定されており（ただし、平成27年9月5日に解除），平成23年3月11日時点での住民登録人口801

1人に対して、平成27年8月31日時点で、7368人が避難中である（丙C76）。

復興に向けての状況については、被告東京電力準備書面（16）の18頁でも述べたとおりであり、平成26年6月1日より、楢葉町役場において一部業務が開始されているほか、仮設商業施設「ここなら商店街」の開設、町内スーパーによる宅配サービス、国立研究機関や民間企業施設の新規立地、半壊家屋の解体工事等が進められている状況にある（丙C33の1、丙C33の2）。

また、除染の実施率も計画に対して100パーセントとなっており、全町で完了している（丙C48の3頁参照）。

### ③ 川内村（丙C77）

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口3038人に対して、平成27年7月1日時点で、1101人が避難中であり、郵便物の送付先を自宅住所にした住民を帰還者とした場合の人口は1618人となる（59パーセント）。

イ 町役場は、平成24年3月26日に本庁舎での業務を再開している。

ウ 農産物等直売所、コンビニエンスストア店舗、川内郵便局、上川内郵便局、JAふたば川内支店、郡山信用金庫が営業を再開している。また、公設民営複合商業施設が平成27年にオープンする予定である。

エ かわうち保育園、川内小学校、川内中学校はいずれも再開済みである。

オ 川内村国保診療所が営業している（内科・歯科は常設。整形外科週1回、心療内科月1回、眼科月1回。本件事故前は内科・歯科のみ。）。

カ 保険福祉医療複合施設にて介護保険サービスが再開しており、また、特別養護老人ホームも整備中である。

キ 長崎大学の協力により放射線リスクコミュニケーションを各家庭で実施している。

ク 除染（非国直轄除染）についても、実施率が計画に対して100パーセントとなっており、完了している（丙C78）。

④ 田村市（丙C79）

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口41662人（うち、旧避難指示区域人口380人（平成26年4月1日に指示解除済み）、旧緊急時避難準備区域人口4117人）に対して、平成27年4月30日時点で、1629人が避難中である。

イ 市役所本庁は移転していない。平成26年10月に新庁舎が竣工し、平成27年1月5日より新庁舎での業務を開始している。

ウ JR磐越東線、福島交通バスは通常運行している。

エ 古道・岩井沢地区に公設民営の商業施設が2店舗営業中であり、また、平成27年1月には都路地区にファミリーマートが出店している。

オ 都路こども園、古道小学校、岩井沢小学校、都路中学校は再開しており、また、県立船引高等学校は通常どおり開校している。

カ 都路診療所、歯科診療所は再開済みであり、また、田村地方夜間診療所が船引地区に開設されている。特別養護老人ホーム1施設も再開済みである。

キ 除染（非国直轄除染）についても、実施数及び調査のみで除染の必要がないと判断されたものの合計で計画に対して100パーセントとなっており、完了している（丙C80）。

⑤ 南相馬市（丙C81）

ア 平成23年3月11日時点での住民登録人口71561人であり、そのうち、小高区12842人、鹿島区11603人、原町区47116人であったのに対して、平成27年10月29日時点で、原町区の現在の居住者数は41609人となっている（丙C82）。

イ 南相馬市役所本庁（原町区所在）は移転していない。

ウ JR常磐線の原ノ町～相馬間は再開済みであり、小高～原ノ町間は復旧工事中である。JR東日本において、原ノ町～竜田間の代行バスを平成27年1月から運行を開始している。

エ 原町区内の5つの小中学校が平成23年10月17日から、震災被害の修繕が完了した3つの小学校が平成24年1月10日から、その他の4つの小中学校が同年2月27日から、それぞれ自校での授業を再開している（丙C83）。原町区に所在する原町高等学校及び相馬農業高校は、現在通常どおり開校中である。

オ イオンスーパーセンターは、原町区に所在するスーパーマーケットであるジャスマール南相馬店を平成23年5月6日より営業再開しているほか、同年4月以降、各種の商業店舗が数多く営業を再開している（丙C84、丙C85）。

カ 平成24年5月1日時点で、原町区内で、医療機関29機関、歯科医療機関19機関が診療を行っている（丙C86）。

キ 平成27年8月末時点での非国直轄除染については、住宅・道路・水田・畑地等の除染について、実施数が計画数を下回っている（丙C87）。

#### （6）本件事故時に旧緊急時避難準備区域に住居があった住民に対する避難等に係る精神的損害の賠償の考え方

旧緊急時避難準備区域の避難等に係る精神的損害の賠償については、避難指示区域に準じて、一人月額10万円（通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）を目安とし（丙A2の17～18頁），賠償終期については、緊急時避難準備区域が平成23年9月30日をもって解除されたこと等を踏まえ、平成24年8月末までとしている（ただし、檜葉町の旧緊急時避難準備区域については、同町のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情を踏まえ

て、避難指示区域についての解除後相当期間が経過した時点までとされている。) (丙A 4の6~8頁)。

なお、かかる精神的損害の賠償の考え方は、指針上は、基本的に避難者に対するものであり、中間指針第二次追補(丙A 4)の8頁においては、「第1期又は第2期において帰還した場合や本件事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けた場合は、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る」と位置付けられているが、被告東京電力においては、旧緊急時避難準備区域については、避難・滞在の別を問わず、平成24年8月末までについて、月額10万円の精神的損害の賠償(通常の生活費の増加分を含む。)を行うことを公表している(丙C 88の「1.(2)」、丙C 19の「3.」参照)。

### 3 旧屋内退避区域について

#### (1) 旧屋内退避区域に該当する市町村

本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に位置するいわき市内の区域(久之浜町、大久町、小川町、川前町の一部)が旧屋内退避区域に該当する。

#### (2) 旧屋内退避区域の空間放射線量の状況

いわき市内の旧屋内退避区域に所在する「いわき市末続集会所」(本件原発より約27km)の平成23年6月1日時点の空間放射線量は0.53マイクロシーベルト/時、30キロメートル以遠ではあるが近傍の「JR久ノ浜駅」(本件原発より約31km)の同日時点の空間放射線量は0.51マイクロシーベルト/時となっている(丙C 89の1)。

また、平成23年10月1日時点では、「いわき市末続集会所」では0.37マイクロシーベルト／時、「JR久ノ浜駅」では0.33マイクロシーベルト／時と低減している（丙C89の2）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、いわき市（旧屋内退避区域）の測定データは次のとおりである（丙C71の2～丙C71の5、いずれも17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点（本件原発からの距離）	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
いわき市末続集会所（27km）	0.27	0.22	0.14	0.13
志田名集会所（29km）	0.32	0.26	0.16	0.14
旧戸渡分校（26km）	0.82	0.59	0.31	0.29
いわき市海童の里センター（29km）	0.25	0.13	0.11	0.10

以上のとおり、旧屋内退避区域の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト／時）の水準を大きく下回り、相対的に低い数値となっており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

### （3）本件事故時に旧屋内退避区域に住居があった住民に対する避難等に係る精神的損害の賠償の考え方

旧屋内退避区域に住居があつた方に対する精神的損害の賠償については、中間指針（丙A2）では、一人10万円とされているが（同19頁），被告東京電力においては、平成23年3月11日から同年9月末まで、避難の有無を問わず、一人月額10万円（避難所等での避難の場合には同12万円）を賠償することとしている（丙C19）。

## 4 南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域について

### （1）該当する市町村

本件原発から半径30キロメートル圏外に位置する南相馬市内の区域（ただし、避難指示区域に指定された区域を除く。丙C29の2~4頁参照）がこれに該当し、主として南相馬市北部の鹿島区がこれに該当する。

## （2）南相馬市鹿島区の空間放射線量の状況

南相馬市鹿島区の「鹿島区役所」の平成23年6月1日時点の空間放射線量は0.31マイクロシーベルト／時、「鹿島区樋原公民館」の同日時点の空間放射線量は1.95マイクロシーベルト／時となっている（丙C90の1）。

また、平成23年10月1日時点では、「鹿島区役所」では0.27マイクロシーベルト／時、「鹿島区樋原公民館」では1.75マイクロシーベルト／時と低減している（丙C90の2）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、南相馬市鹿島区の測定データは次のとおりである（丙C71の2~丙C71の5、いずれも17時のデータを採用している。）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点（本件原発からの距離）	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
鹿島区役所（32km）	0.31	0.25	0.21	0.20
鹿島区樋原公民館（32km）	0.93	0.37	0.29	0.25

以上のとおり、南相馬市鹿島区の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト／時）の水準を大きく下回っており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

## （3）南相馬市鹿島区の本件事故後の状況

ア 南相馬市鹿島区は、政府による避難指示の対象とならず、空間放射線量も比較的低いことから、本件事故又は地震・津波による避難者、転入者を

受け入れており、平成23年3月11日時点の人口が11603人であったのに対して、平成27年10月29日時点では13443人の人口となっており、むしろ、1840人の人口増となっている（丙C82）。

イ 平成23年4月22日から鹿島区内の小中学校施設等では学校が再開されており、鹿島小学校及び鹿島中学校に仮設校舎を設置して、同市内の避難指示区域内（小高区等）等からの児童・生徒を受け入れている（丙C83）。

（4）本件事故時に南相馬市が一時避難を要請した区域に住居があった住民に対する避難等に係る精神的損害の賠償の考え方

南相馬市が一時避難を要請した区域に住居があった方に対しては、中間指針（丙A2）において、避難費用の賠償に関し、指示解除後の相当期間を原則平成23年7月末までを目安とする（ただし、これらの区域に所在する学校等に通う児童・生徒等が避難を余儀なくされた場合には同年8月末までを目安とする）とされていること（同14頁）も踏まえ、被告東京電力においては、平成23年3月11日から同年9月末までの期間について、避難の有無を問わず、一人月額10万円（避難所等での避難の場合には同12万円）の精神的損害の賠償をすることとしている（丙C19）。

## 第2 福島県内のその他の市町村について

### 1 はじめに

避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び旧南相馬市が一時避難を要請した区域以外の福島県内の市町村については、概ね、以下のとおりに分類することができる。

ア 中間指針追補（丙A 3）に基づく自主的避難等対象区域

【県北地域】 福島市, 二本松市, 伊達市, 本宮市, 桑折町, 国見町, 川俣町,  
大玉村

【県中地域】 郡山市, 須賀川市, 田村市, 鏡石町, 天栄村, 石川町, 玉川村,  
平田村, 浅川町, 古殿町, 三春町, 小野町

【相双地域】 相馬市, 新地町

【いわき地域】 いわき市

イ 被告東京電力が自主的避難等に係る賠償の対象としている福島県県南地域  
白河市, 西郷村, 泉崎村, 中島村, 矢吹町, 棚倉町, 矢祭町, 城町, 鮫川  
村（丙C 22）

ウ 上記ア及びイ以外の区域

会津地域（耶麻郡, 河沼郡, 大沼郡, 南会津郡）

以上からすると、いわゆる浜通り地域及び中通り地域が上記ア及びイに該当  
し、会津地域がウに該当することになる。

そこで、以下では、これらの区域からなる福島県内の本件事故後の状況につ  
いて整理する。

2 福島県内の空間放射線量の状況（本件原発からの距離も含む。）

本件事故後における福島県内の空間放射線量の推移及びその本件原発との距  
離は次表のとおりであり（丙C 71の1～丙C 71の5、福島県がホームページ  
で公表している環境放射能測定結果（暫定値）の抜粋である。）、政府によ  
る避難指示の基準となる年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト  
／時）を大きく下回っている上、避難指示等対象区域となった区域に比して本  
件原発からの距離が遠く、また、空間放射線量も相対的に低い。

また、会津地域については、本件事故による精神的損害の対象区域とされている浜通り地域及び中通り地域との比較でも、本件原発からの距離が遠く、空間放射線量も低いものとなっている。

本件事故発生後約1年間における自主的避難等対象区域等の空間放射線量データについては、第24回審査会（平成24年2月23日開催）の参考資料として配布されているが（丙C91），これらのデータをみても、上記の傾向が明確となっている。さらに、空間放射線量の時系列に従った分布推移については、第18回審査会（平成23年12月6日開催）の参考資料として配布された自主的避難関連データ（丙C92）の19～21頁においてもその減少の経過が明確に示されている。

単位： $\mu\text{Gy}/\text{h} \equiv \mu\text{Sv}/\text{h}$ （マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点（本件原発からの距離）	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日
<b>県北</b>					
国見町・国見町役場（66km）	1.19	0.23	0.21	0.14	0.11
桑折町・福島北警察署桑折分庁舎【平成24年4月1日以降は、桑折町役場】（66km）	1.56	0.20	0.15	0.11	0.09
伊達市・伊達市役所（60km）【平成24年4月1日以降は、伊達市役所保原本庁舎】	2.00	0.50	0.33	0.21	0.20
福島市・農業総合センター果樹研究所【平成24年4月1日以降、大門の湯駐車場】（68km）	1.43	0.31	0.24	0.23	0.21
福島市・福島市役所（62km）【平成24年4月1日以降、東部学校給食センター61km】	2.31	0.61	0.48	0.22	0.19
福島市・福島西IC（64km）	1.77	0.51	0.43	0.31	0.27
福島市・ふくしま自治研修センター（67km）	0.62	0.22	0.17	0.13	0.13
川俣町・川俣町役場（47km）	1.50	0.25	0.21	0.18	0.15
二本松市・二本松市役所（56km）	2.82	0.64	0.40	0.29	0.26
二本松市・二本松市役所東和支所（44km）	1.37	0.44	0.37	0.26	0.17
大玉村・大玉村役場（60km）	1.33	0.28	0.20	0.15	0.15
本宮市・本宮市役所（57km）	1.88	0.32	0.20	0.13	0.11
<b>県中</b>					
三春町・三春町役場（48km）	0.49	0.26	0.18	0.15	0.14
郡山市・郡山市役所（60km）	1.93	0.57	0.38	0.24	0.20
郡山市・福島県農業総合センター（57km）	1.88	1.32	0.94	0.21	0.19
郡山市・ビッグパレットふくしま【平成24年4月1日以降は、安積行政センター】	1.25	0.33	0.25	0.19	0.12

(58km)					
郡山市・郡山市立田母神小学校【平成 24 年 4 月 1 日以降は、田村地域交流センター】(46km)	1.2	0.18	0.20	0.20	0.16
郡山市・逢瀬行政センター (68km)	1.0	0.49	0.38	0.23	0.20
須賀川市・須賀川市役所 (60km)	0.41	0.15	0.12	0.11	0.12
小野町・小野町役場 (39km)	0.17	0.09	0.08	0.07	0.08
石川町・石川町役場 (60km)	0.21	0.08	0.06	0.05	0.06
古殿町・古殿町役場 (56km)	0.23	0.13	0.10	0.08	0.08
鏡石町・鏡石町役場 (64km)	0.48	0.16	0.13	0.11	0.10
天栄村・天栄村役場 (72km)	1.53	0.29	0.22	0.16	0.14
玉川村・玉川村役場 (60km)	0.26	0.08	0.07	0.06	0.08
浅川町・浅川町役場 (67km)	0.25	0.08	0.06	0.05	0.05
平田村・平田村役場 (47km)	0.20	0.10	0.09	0.08	0.09
■ 岩手県					
鮫川村・鮫川村役場 (63km)	0.27	0.09	0.08	0.06	0.06
西郷村・西郷村役場【平成 25 年 4 月 1 日以降は、西郷村文化センター】(84km)	1.02	0.38	0.28	0.22	0.20
泉崎村・泉崎村役場 (72km)	0.79	0.19	0.15	0.09	0.10
中島村・中島村役場 (68km)	0.31	0.09	0.08	0.08	0.08
矢吹町・矢吹町役場 (66km)	0.56	0.14	0.12	0.11	0.10
棚倉町・棚倉町役場 (72km)	0.47	0.19	0.15	0.12	0.11
矢祭町・矢祭町役場 (82km)	0.14	0.06	0.05	0.04	0.04
塙町・塙町役場 (76km)	0.34	0.10	0.07	0.06	0.06
■ 福島県					
喜多方市・喜多方市役所【平成 24 年 4 月 1 日以降、該当なし】(105km)	0.20				
北塙原村・北塙原村役場 (100km)	0.29	0.11	0.09	0.07	0.09
西会津町・野沢小学校【平成 24 年 4 月 1 日以降、西会津町役場】(124km)	0.10	0.06	0.05	0.05	0.06
磐梯町・磐梯町役場 (94km)	0.23	0.10	0.08	0.07	0.09
猪苗代町・猪苗代町役場 (83km)	0.22	0.07	0.07	0.07	0.07
会津坂下町・会津坂下町役場【平成 27 年 4 月 1 日以降、会津坂下町中央公民館】(108km)	0.28	0.13	0.10	0.08	0.08
湯川村・湯川村公民館【平成 25 年 4 月 1 日以降、湯川村役場】(102km)	0.40	0.13	0.11	0.09	0.10
柳津町・柳津町役場【平成 24 年 4 月 1 日以降、柳津町役場前水道管理施設】(117km)	0.22	0.07	0.04	0.06	0.05
三島町・三島町役場 (123km)	0.15	0.08	0.08	0.07	0.07
金山町・金山町役場 (133km)	0.14	0.07	0.06	0.06	0.07
昭和村・昭和村役場 (126km)	0.17	0.06	0.06	0.06	0.07
会津美里町・会津美里町役場高田支所【平成 24 年 4 月 1 日以降、会津美里町役場高田庁舎】(105km)	0.21	0.07	0.06	0.05	0.06
■ 新潟県					
下郷町・下郷町役場 (104km)	0.09	0.05	0.05	0.05	0.05
檜枝岐村・檜枝岐村役場 (152km)	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04
只見町・只見町役場【平成 24 年 4 月 1 日以降、只見町町下広場野球場】(152km)	0.09	0.04	0.03	0.03	0.03
相馬市・相馬市役所【平成 24 年 4 月 1	0.57	0.31	0.26	0.21	0.11

日以降、スポーツアリーナそうま】(42km)					
新地町・新地町役場 (51km)	0.44	0.19	0.15	0.11	0.12
いわき市・いわき市三和支所 (44km)	0.38	0.11	0.09	0.07	0.09
いわき市・いわき市小川支所 (36km)	0.45	0.09	0.07	0.06	0.06
いわき市・いわき市勿来支所 (61km)	0.38	0.07	0.05	0.05	0.04
いわき市・いわき市田人支所 (60km)	1.31	0.21	0.11	0.08	0.07
いわき市・いわき市小名浜支所 (53km)	0.31	0.06	0.05	0.04	0.04
いわき市・小名浜藤原埠頭【平成24年4月1日以降、アクアマリンふくしま】(57km)	0.61	0.09	0.08	0.07	0.04
いわき市・いわき市四倉支所 (35km)	0.74	0.10	0.07	0.06	0.05
いわき市・JR久ノ浜駅【①平成24年4月1日以降、久之浜・大久支所 ②平成26年4月1日以降、久之浜地区防災拠点施設（設備予定地）】(31km)	1.05	0.12	0.09	0.08	0.07

※1日のうちの2回目の数値を採用（ただし、■会津、及び■南会津・相双・いわき市の「いわき市四倉支所」及び「JR久ノ浜駅」については、平成23年4月1日のみ1回目の数値）

### 3 自主的避難の状況について

自主的避難に係る損害に関する中間指針追補（丙A3）が策定された第18回審査会（平成23年12月6日開催）において参考資料として配布された自主的避難関連データ（丙C92）によれば、福島県内における自主的避難の状況は以下のとおりである。

ア 本件事故発生直後の平成23年3月15日時点において、自主的避難者数は、40256人である。その後一度減少したものの、同年9月22日の時点で50327人となっている（丙C92の2頁）。

イ 平成23年3月15日時点での各市町村の自主的避難者数及び人口に占める自主的避難者数の割合は以下のとおりである（ただし、自主的避難者数には、地震・津波による避難者数も含んでいる。）。

- ・いわき市 15377人（人口比4.5%）
- ・郡山市 5068人（人口比1.5%）
- ・相馬市 4457人（人口比11.8%）
- ・福島市 3234人（人口比1.1%）
- ・須賀川市 1138人（人口比1.4%）

- ・国見町 986人（人口比9.8%）
- ・二本松市 647人（人口比1.1%）
- ・白河市 522人（人口比0.8%）
- ・矢吹町 365人（人口比2.0%）
- ・本宮市 133人（人口比0.4%）

また、復興庁によれば、平成27年6月時点においては、福島県全体の避難者数は約11.2万人、そのうち避難指示区域等からの避難者数が約9.8万人であるとしており（丙C93の18頁），これによれば、現在の自主的避難者数及び地震・津波のみを理由とする避難者数は、合計で約1.4万人程度であると考えられ、本件事故以前の人口との比較による避難者的人口比はさらに低下していると考えられる。

さらに、東日本大震災による18歳未満の避難者数が福島県によって公表されており（丙C94の1～丙C94の4），これによれば、以下のとおり、18歳未満の避難者数は年々減少している。

（単位：人）

	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
福島市	3,174	3,034	2,398	2,059
郡山市	2,801	2,590	2,311	2,032
いわき市	3,641	2,803	2,107	1,690
伊達市	428	401	312	246
総計（避難指示区域等も含む。）	30,109	29,148	26,067	23,498

そして、本件事故発生前である平成23年3月1日時点での18歳未満人口（丙C95）と、上記の18歳未満の避難者数（平成27年4月1日、地震・津波による避難者を含む。丙C94の4）を比較すると、以下の表のとおりであり、東日本大震災による避難に伴う18歳未満人口の減少率は、平均して約2.5パーセントにとどまっているという実情にある。

	市町村別子ども（18歳未満）の人口（平成23年3月1日現在）	子ども（18歳未満）の避難者数（平成27年4月1日現在）	避難者の子どもの割合（%）	避難していない子どもの割合（%）
福島市	48,443	2,059	4.3	95.7
二本松市	9,512	272	2.9	97.1
伊達市	10,460	246	2.4	97.6
本宮市	5,722	31	0.5	99.5
桑折町	1,913	10	0.5	99.5
国見町	1,476	25	1.7	98.3
川俣町	2,216	176	7.9	92.1
大玉村	1,498	4	0.3	99.7
郡山市	59,338	2,032	3.4	96.6
須賀川市	14,307	247	1.7	98.3
田村市	6,416	206	3.2	96.8
鏡石町	2,401	30	1.2	98.8
天栄村	948	22	2.3	97.7
石川町	2,658	3	0.1	99.9
玉川村	1,278	6	0.5	99.5
平田村	1,115	0	0.0	100.0
浅川町	1,191	2	0.2	99.8
古殿町	958	7	0.7	99.3
三春町	2,865	12	0.4	99.6
小野町	1,746	29	1.7	98.3
白河市	11,530	238	2.1	97.9
西郷村	3,715	51	1.4	98.6
泉崎村	1,181	11	0.9	99.1
中島村	974	0	0.0	100.0
矢吹町	3,038	42	1.4	98.6
棚倉町	2,788	18	0.6	99.4
矢祭町	942	0	0.0	100.0

塙町	1,540	0	0.0	100.0
鮫川村	625	2	0.3	99.7
会津若松市	21,281	55	0.3	99.7
喜多方市	8,221	0	0.0	100.0
北塩原村	500	0	0.0	100.0
西会津町	908	0	0.0	100.0
磐梯町	573	0	0.0	100.0
猪苗代町	2,434	17	0.7	99.3
会津坂下町	2,852	0	0.0	100.0
湯川村	622	0	0.0	100.0
柳津町	547	0	0.0	100.0
三島町	170	0	0.0	100.0
金山町	203	0	0.0	100.0
昭和村	115	0	0.0	100.0
会津美里町	3,377	2	0.1	99.9
相馬市	6,303	38	0.6	99.4
いわき市	57,598	1,690	2.9	97.1
上記の合計	308,498	7,583	<u>2.5</u>	97.5
福島県全域 (※)	339,151	23,498	6.9	93.1

(※) 福島県全域からの避難者の合計には、避難等対象区域（双葉町、大熊町等）からの避難者の数を含む。

#### 4 福島県内の除染への取り組み状況

本件事故に起因する放射性物質の除染は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日

法律第110号、以下「特措法」という。)に基づき、計画的に実施されることになっている。

そして、特措法25条に基づき、国は除染特別地域の指定及びその特別区域内除染実施計画を策定して、直轄で除染を行うが、他方で、特措法32条に基づいて指定される汚染状況重点調査地域においては、都道府県知事等は、特措法34条の規定に基づき実施する事故由来放射性物質による環境汚染状況の調査測定の結果も踏まえて、当該区域内において、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令に定める要件に適合しないと認める区域について、除染実施計画を定めるものとされている(同36条1項)。そして、この除染実施計画の対象となる区域(「除染実施区域」という。)内の除染等の措置等の実施者については、次のとおりと定められ、市町村が主体となって除染が進められるものとされている(同35条1項)。

- ア 国が管理する土地 国
- イ 都道府県が管理する土地 当該都道府県
- ウ 市町村が管理する土地 当該市町村
- エ 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
- オ 上記各土地以外の土地 当該土地が所在する市町村

福島県内においては、国が直轄除染を行う避難指示区域を除き、36の市町村において除染実施計画が策定され、市町村による除染が実施されている。そして、平成27年6月時点において、子どもの生活環境を含む公共施設等は約9割以上の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいており、また、その他、住宅・農地等の除染についても、約8割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗がみられている(丙93の21頁参照)。

また、福島県の公表資料(「ふくしま復興のあゆみ」第12版、丙C96)においても、住宅の除染進捗戸数が26万戸を超え、住宅等の除染が着実に進んでいると記されている(同5頁)。

## 5 福島県内の復興に向けての動向

本件事故後の福島県内における復興に向けての動きについては、以下のような動向がみられていることを指摘することができる。

- ア 福島県の鉱工業生産能力は、東日本大震災後、岩手県・宮城県と比べて落ち込みが長引いていたものの、現在は両県と同等の水準にまで回復している（丙C97）。
- イ 福島県の県内総生産（名目）は、平成22年度において6兆9765億円であったが、平成25年度においては7兆2776億円となり、4.3パーセントの増加となっている。また、県民所得も平成22年度と平成25年度との比較において、6.4パーセント増加している。（丙C96の17頁参照）
- ウ 雇用動向については、震災後、福島県では全国平均を上回るペースで有効求人倍率が改善し、平成26年11月時点では、有効求人倍率は1.46倍となっている（丙C97の13頁）。
- エ ふくしま産業復興企業立地補助金による企業立地支援が行われており、平成27年3月時点で433社が指定され、県内各地において工場の新設・増設が進んでいる。また、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により、工場等の新・増設への支援が行われており、平成27年4月時点で、181社が採択されている（以上、丙C96の13頁、丙C97の14頁）。
- オ 研究開発施設や再生可能エネルギー施設の誘致、新設が進められている。
  - ・ 郡山市において、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が平成26年4月に開所している
  - ・ 広野・楓葉沖で浮体式洋上風力発電実証研究事業が進行中

- ・ 福島市において、平成28年度完成を目指して、ふくしま国際医療科学センターが建設着工されている
- ・ 会津若松市において、平成27年の供用開始を予定して、会津大学復興支援センター（先端ICTラボ）が整備されている
- ・ 郡山市において、平成28年度の開所を目指して、ふくしま医療機器開発支援センターが建設着工されている
- ・ 相馬市において、平成29年度中の開所を目指して、水産種苗研究・生産施設の設計が行われている
- ・ 南相馬市において、平成27年度の開所を目指して、浜地域農業再生研究センターの建設工事が行われている

カ 平成22年に約5717万人であった福島県への観光入込客数については、平成23年に約3521万人に落ち込んだが、平成24年には約4445万人、平成25年には4831万人となっており、本件事故以前の水準には至らないものの、回復基調となっている（丙C98の1、丙C98の2）。

キ 福島県及び県内市町村においては、政府と一体となって、上記に述べたような取り組みも含めた復興に向けての総合的な施策が推進されている状況にある（丙C96）。

### 第3 福島県外の状況

#### 1 茨城県

##### (1) 本件原発からの距離

茨城県は、本件原発からの直線距離が最も近い北茨城市においても、約70キロメートル離れており、日立市、日立太田市、常陸大宮市を境にしてそれより南では、県内全域において100キロメートル以上離れている（丙C92の1頁参照）。

## (2) 空間放射線量の状況

茨城県水戸市においては、本件事故直後の平成23年3月15日に3.63マイクロシーベルト／時を計測したが、その後急速に低下して1マイクロシーベルト／時を下回った。その後、同月21日には再度1.59マイクロシーベルト／時にまで上昇するも、その後低下して、同年5月16日の時点では0.16マイクロシーベルト／時にまで低下している（丙C99）。

また、茨城県教育委員会が平成23年8月から9月にかけて実施した県立学校の校庭の空間線量率測定結果によれば、校庭5か所の平均値は、最大で0.446マイクロシーベルト／時、最低で0.080マイクロシーベルト／時であった（丙C100の1）。

平成24年3月から4月にかけて実施した同じ校庭の調査では、最大で0.340マイクロシーベルト／時、最低で0.056マイクロシーベルト／時、平成25年3月から4月にかけて実施した同じ校庭の調査では、最大で0.254マイクロシーベルト／時、最低で0.042マイクロシーベルト／時となっている（丙C100の2、丙C100の3）。

## (3) 茨城県の除染実施区域について

茨城県においても、特措法に基づく除染実施計画が19市町村において策定されており、そのうち、日立市、ひたちなか市、つくば市等の12市町村においては除染等の措置が完了している（丙C101）。

## 2 宮城県

### (1) 本件原発からの距離

宮城県は、本件原発からの直線距離が最も近い丸森町においても、約45キロメートル離れており、丸森町より北側の他の市町村は、県内全域において概ね60キロメートル以上離れている（丙C92の1頁参照）。

## (2) 空間放射線量の状況

宮城県が平成23年6月から7月にかけて実施した県内の小中高等学校、幼稚園、保育園の校庭の空間線量率測定結果によれば、その最大値で0.76マイクロシーベルト／時、最低で0.04マイクロシーベルト／時であった（丙C102の1）。

平成24年7月から8月にかけて実施した同じ校庭の調査では、最大で0.38マイクロシーベルト／時、最低で0.09マイクロシーベルト／時、平成25年7月から8月にかけて実施した同じ校庭の調査では、最大で0.18マイクロシーベルト／時、平均値で0.07マイクロシーベルト／時となっている（丙C102の2、丙C102の3）。

## (3) 宮城県の除染実施区域について

宮城県においても、特措法に基づく除染実施計画が8市町村において策定されており、除染作業が進められている（丙C103）。丸森町においても、学校・保育園等、公園・スポーツ施設、住宅、その他の施設、農地・牧草地、森林（生活圏隣接）については除染を完了している（丙C104）。

## (4) 宮城県丸森町における自主的避難等に係る賠償について

なお、既に主張したとおり、被告東京電力では、自主的避難等対象区域外である宮城県丸森町において、本件事故当時に18歳以下であった方及び妊娠されていた方に対して、自主的避難を行った場合及び丸森町に滞在を続けた場合のいずれにおいても、精神的損害の賠償を行っている（丙C23～丙C25）。

### 3 栃木県

#### (1) 本件原発からの距離

栃木県は、本件原発からの直線距離が最も近い那須町においても、約85キロメートル離れており、那須塩原市、大田原市、那珂川町を境にしてそれより南西では、県内全域が100キロメートル以上離れている（丙C92の1頁参照）。

#### (2) 空間放射線量の状況

栃木県が平成23年5月に実施した県内の小中高等学校、幼稚園、保育園の校庭の空間線量率測定結果によれば、最大で1.62マイクロシーベルト／時、最低で0.080マイクロシーベルト／時であり、文部科学省が示した暫定基準に照らして問題のない水準であり、校庭・校舎等を平常通り利用して差し支えない旨が公表されている（丙C105）。

#### (3) 栃木県の除染実施区域について

栃木県においても、特措法に基づく除染実施計画が8市町村において策定されており、除染が進捗している状況にある（丙C106）。

以 上